

平成 2 7 年 第 3 回

印西市教育委員会定例会会議録

平成 2 7 年 3 月 2 0 日 (金)

平成27年第3回印西市教育委員会定例会会議録

日時：3月20日(金)午後2時00分

場所：印西市役所4階41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

- 日程第 1 委員長が指名する会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 教育長報告
- 日程第 5 報告第1号
印西市通学区域審議会の諮問結果について
- 日程第 6 議案第1号
印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 7 議案第2号
印西市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 議案第3号
印西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 9 議案第4号
印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第10 議案第5号
印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第11 議案第6号
印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第12 議案第7号
印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第13 議案第8号
印西市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の制定について
- 日程第14 議案第9号
平成27年度印西市の教育施策について
- 日程第15 議案第10号
印西市における小・中学校適正規模の考え方について
- 日程第16 議案第11号
印西市いじめ防止基本方針の制定について
- 日程第17 議案第12号
印西市立小学校の学校医の委嘱について

- 日程第18 議案第13号
印西市立小学校の管理校医の委嘱について
- 日程第19 議案第14号
印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について
- 日程第20 議案第15号
印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱について
- 日程第21 議案第16号
印西市学校問題対策指導員の委嘱について
- 日程第22 議案第17号
印西市社会教育指導員の委嘱について
- 日程第23 議案第18号
印西市家庭教育指導員の委嘱について
- 日程第24 議案第19号
印西市社会教育委員の委嘱について
- 日程第25 議案第20号
印西市青少年問題協議会委員の任命について
- 日程第26 議案第21号
印西市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第27 議案第22号
印西市文化財審議会委員の委嘱について
- 日程第28 議案第23号
印西市史編さん専門委員の委嘱について
- 日程第29 議案第24号
平成26年度末教職員人事の内申について
- 日程第30 その他

4. 閉 議

5. 閉 会

出席委員(5名)

1	番	委	員	大	野	忠	寄
2	番	委	員	青	山	光	男
3	番	委	員	寺	田	充	良
4	番	委	員	長	佐	藤	めぐみ
5	番	教	育	長	大	木	弘

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長 高 島 一 郎

教育部参事 (教育総務課長事務取扱)	山崎剛
学務課長	井上愛一郎
指導課長	内田圭子
生涯学習課長	湯浅静夫
スポーツ振興課長	渡邊文秀

職務のため出席した職員(3名)

教育総務課 総務班主査	高木恵美子
教育総務課 総務班主査	安西浩紀
教育総務課 総務班主査補	櫻井治

(14時05分)

(開会の宣告)

佐藤委員長

ただいまから、平成27年第3回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(開議の宣告)

佐藤委員長

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

佐藤委員長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

佐藤委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番青山委員を指名いたします。お願いいたします。

(会期の決定)

佐藤委員長

日程第2 会期の決定を行います。
本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(諸般の報告)

佐藤委員長

日程第3 諸般の報告を行います。
要望書の提出があり、その写しをお手元に配付しましたので、ご了承願います。
これで日程第3 諸般の報告を終わります。

(教育長報告)

佐藤委員長

日程第4 教育長報告を行います。
教育長。

それでは、教育委員会活動報告をいたします。

2月5日木曜日、家庭教育学級運営委員研修会が市役所で開催されました。

6日金曜日、印教連教育功労者表彰式が成田市で開催されました。

同日、第4回印教連定例常任委員会が成田市で開催されました。

8日日曜日、第15回青少年長縄跳び大会が松山下公園総合体育館で開催されました。

12日木曜日、平成27年第1回印西市議会定例会が開催されました。会期は3月12日まででございました。

13日金曜日、教育委員会児童・生徒表彰が市役所で行われました。

14日土曜日、2015いんざい室内棒高跳大会が松山下公園総合体育館で開催されました。

同日、市民アカデミー地域活動課程修了式が中央公民館で行われました。

21日土曜日、さわやかコミュニティ活動推進事業全体会がそうふけ公民館で行われました。

24日火曜日、第1回教育委員会臨時会が市役所で開催されました。

25日水曜日、第7回市校長会議が本塾第一小学校で開催されました。

3月3日火曜日、教育委員会児童・生徒表彰が市役所で行われました。

5日木曜日、第11回市教頭会議が教育センターで開催されました。

9日月曜日、各学校長目標申告面接が市役所で行われました。

10日火曜日、県立印旛明誠高等学校第5回卒業証書授与式があり、出席をしてみりました。

同日、ライオンズクラブ、ランドセルカバー贈呈式が市役所でありました。

11日水曜日、補助金要望書提出ということで、文部科学省に行ってみりました。

13日金曜日、市内の9校にて中学校卒業式がございました。委員の皆様、告辞ありがとうございました。

同日、社会教育委員会会議が本塾公民館で行われました。

14日土曜日、市民アカデミー卒業式及び修了式が中央公民館で挙行されました。

17日火曜日、幼稚園、市内3園の卒園式が行われました。

18日水曜日、小学校の卒業式ということで、市内20校の卒業式が行われました。委員の皆さんには告辞ありがとうございました。

20日金曜日、第3回教育委員会定例会が市役所で行われております。

行事予定でございます。

3月23日月曜日、印西市交通安全対策会議が市役所で開催される予定でございます。

26日木曜日、平成26年度末教職員辞令交付式が四街道市で開催されま

す。

同日、平成26年度末教職員人事異動に伴う辞令伝達式が市の文化ホールで開催されます。

28日土曜日、クライミング・日本ユース選手権2015“ミレーカップ”が松山下公園総合体育館で行われます。

同日、印西ラグビークラブ・スクール30周年記念式典が総武カントリーで開催されます。

31日火曜日、退職職員辞令交付式が市役所で行われます。

4月に入りまして、1日水曜日、教育委員会事務局職員辞令交付式が市役所で開催されます。

同日、学校問題対策指導員委嘱書交付、また社会教育指導員・家庭教育指導員委嘱書交付が市役所で行われます。

また、学校医・学校歯科医等の委嘱書交付が行われます。

6日月曜日、牧の原小学校開校式並びに牧の原地域交流センター及び牧の原学童クラブの開所式が牧の原小学校で開催されます。

7日火曜日、中学校入学式ということで、市内9校の入学式が行われます。

8日水曜日、小学校入学式、市内21校で入学式が挙行されます。

9日木曜日、幼稚園入園式がございます。

同日、第1回市校長会議が松山下公園総合体育館で開催されます。

10日金曜日、平成27年度市町村教育委員会教育長会議が千葉市で開催されます。

13日月曜日、印旛郡市地方教育委員会連絡協議会第1回定例常任委員会が佐倉市で開催されます。

同日、第1回印旛地区教育長会議が佐倉市で行われます。

15日水曜日、第4回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

ただいまの報告について、質問はありますか。

なし

これで日程第4 教育長報告を終わります。

日程第5 報告第1号 印西市通学区域審議会の諮問結果についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

報告第1号 印西市通学区域審議会の諮問結果について。

印西市通学区域審議会に、印西市立小学校及び中学校の通学区域の編制について諮問した結果、別紙のとおり答申があったので報告する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長
(報告第1号)
佐藤委員長

学務課長

それでは、次の別紙をご覧ください。

答申書につきましては、内容を読み上げさせていただきます。

平成27年2月18日。

印西市教育委員会様。

印西市通学区域審議会会長、川嶋知道。

印西市立小学校及び中学校の通学区域について（答申）。

平成26年12月10日付け印西教学第441号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記。

1 答申内容。

本審議会は、平成26年12月10日に諮問を受け、同日、12月26日及び1月21日に審議会を開催し慎重審議いたしました。

通学区域の設定にあたりましては、通学距離、通学時における児童生徒の安全面の確認等種々の角度から検討した結果、通学区域について次のとおり答申します。

(1)草深石道台及び草深地国台地区の通学区域については、滝野小学校、滝野中学校を学区とする。

(2)草深二本松、草深三夜後及び草深十町歩地区の通学区域については、牧の原小学校、滝野中学校を学区とする。

(3)県道千葉ニュータウン南環状線南側の草深地区については、別紙のように西の原小学校と原小学校に分けるということで、別紙のようになっています。

大きな地図を用意しましたので、簡単に説明をさせていただきます。

3つの地区について諮問をし、答申をいただきました。まず、草深の石道台と地国台地区なんですけど、もともと緑色というか原小学校の学区だったんですけども、これにも、滝野小、滝野中学校、ここが一番近い。500メートルぐらいの距離ですので、この滝野小学校と滝野中学校の学区としたということでございます。

それから、印旛明誠高校の両隣のところです。草深二本松と三夜後、十町歩西側ですけども、もともとはピンクということ、西の原小学校、西の原中学校の学区です。これにつきましては、国道464を渡らせるということが非常に危険であるということ、通学路の安全面ということ、を考慮いたしまして、学区を464を渡らない牧の原小学校と滝野中学校というふうな学区にしたということでございます。

それから3つ目は、ここの緑色の千葉ニュータウン南環状線の南側の草深地区です。ここにつきましては、ここが原小学校、ここが西の原小学校なんですけど、緑色ということ、で全て原小学校の学区となっております。つまり、西の原小学校に近いところも原小学校となっております、通学路のその不合理さというものがあるということと、あと原小学校の児童数がかなり大きくなっておりまして、学校がパンクするおそれ

があるということで、原小学校の児童数を抑えるという意味において、この学区をこの点線の部分、それからこの部分で二分をするというような形にしました。

ここに自治会が幾つかあると思うんですけども、その自治会の単位は大事にしながら。ただ、原の①という自治会がここなんですけれども、ここについては中で2つに分けさせていただいて、2つにしたということです。こちらが原小学校の学区、こちらが西の原小学校の学区となったということでございます。

以上です。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

以上で日程第5 報告第1号 印西市通学区域審議会の諮問結果についてを終わります。

(議案第1号)

(議案第2号)

(議案第3号)

(議案第4号)

佐藤委員長

日程第6 議案第1号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、日程第7 議案第2号 印西市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について、日程第8 議案第3号 印西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について、及び日程第9 議案第4号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についての4議案につきましては、関連がございますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、議案第1号から議案第4号まで読ませていただきます。

議案第1号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

続きまして、議案第2号です。

議案第2号 印西市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

続きまして、第3号になります。

議案第3号 印西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

続きまして、議案第4号でございます。

議案第4号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘でございます。

それでは、議案第1号から議案第4号についてご説明いたします。

改正の理由につきましては、いずれも教育委員会制度改革によります従来の教育委員長と教育長を一本化する、いわゆる新教育長制度の改正に伴うものでございます。

関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されます。これによりまして、新教育長制度、総合教育会議、大綱の制定等が盛り込まれました新教育委員会制度がスタートすることになります。市の場合につきましては、大木教育長の任期が平成28年9月までであることから、この任期までの間は新教育長制度には実際には移行しないということにつきましては、何度かお話をしているところでございますけれども、今回、法律の施行に合わせまして所要の改正を行うということでございます。

それでは、順次ご説明いたします。

議案第1号の審議資料をご覧いただきたいと思っております。改正内容でございますけれども、第1号につきましては規則中の「委員長」を「教育長」に改め、法の第14の9項に基づきまして、会議録の公表について規定するほか、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、平成27年4月1日とするものでございます。

経過措置が設けられてございます。内容につきましては、教育長が教育委員会の委員としての任期中、いわゆる旧教育長の間は改正後の規定を適用せず、改正前の規定はその効力を有するというものでございます。

続きまして、議案第2号の審議資料をご覧いただきたいと思っております。

議案第2号につきましては、規則中の「委員長」を「教育長」に改め、その他の所要の改正を行うものでございます。

施行期日、経過措置につきましては、議案第1号と同様でございます。

す。

次に議案第3号についてご説明します。審議資料をご覧いただきたい
と思います。

議案第3号につきましては、引用する法律の条が条ずれがございます
ので、第14条第2項を第15条第2項に改め、規則中の「委員長」を「教育
長」に改めるものでございます。

施行期日、経過措置につきましては、これまでの第1号、第2号と同様
でございます。

続きまして、議案第4号の審議資料をお願いします。

議案第4号につきましては、規則中の「印西市教育委員会委員長之
印」と「印西市教育委員会委員長職務代理者之印」、制度改正によりま
してこの2つを削るものでございます。

施行期日、経過措置につきましては、これまでの議案と同様の内容で
ございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申
し上げます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑に当たっては、議案番号をお示しの上、お願いしたいと思いま
す。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

初めに、議案第1号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規
則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号 印西市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定
については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第1号 印西市教育委員会会議規則の一部
を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 印西市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正す
る規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号 印西市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則
の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第2号 印西市教育委員会会議傍聴人規則
の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されまし

た。

次に、議案第3号 印西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号 印西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第8 議案第3号 印西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第9 議案第4号 印西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第5号)
佐藤委員長

日程第10 議案第5号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第5号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、議案第5号につきましてご説明をいたします。第5号の審議資料をご覧くださいと思います。

議案第5号の改正は、先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による改正内容と、それから学校の適正規模・適正配置等を行うため、教育委員会学務課内に学校計画調整班を置くための改正、この2つの内容となっております。

順番に審議資料に従いましてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、第3条でございますが、委員長の選挙に関する規定につきましては不要であることから、削除規定を設けるものでございます。

第4条につきましては、委員長にかわる新教育長の職務代理者の規定

を設ける条でございますけれども、新教育長の職務代理をする者につきましては、法の第13条第2項にあらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されておりますことから、規則に定める必要がございます。これによりまして、削除規定とするものでございます。

それから、第5条、委員長等の辞職、これにつきましても必要ございませんので、削除規定とするものでございます。

それから、6条、7条、それから第7条の2につきましては、「委員長」を「教育長」に改めるなどの所要の改正でございます。

次のページで、第10条でございますけれども、こちらは、教育長の職務代理者の規定を削除いたしまして、そのあいたところに、教育長に委任された事務等の管理及び執行状況の報告についての規定を入れるという改正でございます。

まず、教育長の職務代理者の規定の削除でございますが、新教育長の職務代理者につきましては、法の第25条第4項に教育委員会事務局職員に代理させることができるという規定が設けられておりますので、規則については不要という形になります。

先ほど話しましたとおり、そのあきました10条に、法第25条第3項の規定により、教育長に委任された事務等の管理及び執行状況の報告についての規定を設けるものでございます。第1項につきましては、教育長の事務執行に対するチェック機能を強化する観点から、教育委員会が教育長に委任した事務のうち、教育長または教育委員会が、重要な事項または異例な事項と認めるものにつきましては、教育委員会の意見を聞いて処理しなければならないという規定を設けるものでございます。

第2項につきましても同様の趣旨で、委任を受けた事務のうち、重要と認められるものについては、報告義務を課すなどでございます。

続きまして、2つ目の学校の適正配置等行うための学校計画調整班を置くことに関する改正部分につきまして、ご説明申し上げます。

第11条で学務課内に学校計画調整班を置く規定、第13条に学校計画調整班の事務分掌について定める改正でございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日とするものでございます。ただ、これも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による所要の改正部分につきましては、経過措置を設けております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

各委員

質疑はありませんか。

佐藤委員長

なし

質疑なしと認めます。

議案第5号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
佐 藤 委 員 長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第10 議案第5号 印西市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第6号)
佐 藤 委 員 長

日程第11 議案第6号 印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

議案第6号 印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

本議案につきましては、先ほどの通学区域審議会の諮問結果に基づいて規則改正をするものでございます。

改正内容につきましては、別添の審議資料をもとに説明をさせていただきます。

1、改正の要旨。印西市立滝野小学校及び印西市立牧の原小学校の通学区域に、草深地区の一部の区域を加えるものでございます。

2、改正の理由。印西市立原小学校の児童数の増加及び印西市立牧の原小学校の開校に伴い、草深地区の地域の一部の通学区域について見直しを図るものでございます。

3、施行期日。平成28年4月1日としております。

次は、新旧対照表をご覧ください。

改正する部分につきましては、下線を引いた箇所、2カ所でございます。滝野小学校の草深の一部の区域に、先ほどご説明いたしました草深石道台及び草深地国台地区が含まれるものでございます。

次のページをご覧ください。

牧の原小学校の草深の一部の区域に、草深二本松、三夜後、十町歩地区が含まれるものでございます。

それから、ここには規則改正にはありませんけれども、千葉ニュータウン南環状線南側の草深地区につきましては、現行の規則に草深地区の一部の区域という記載が、原小にも西の原小にもありますので、規則改正は行わずに運用面に対応することとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長　　これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

各委員　　なし

佐藤委員長　　質疑なしと認めます。
議案第6号　印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。
お諮りいたします。
議案第6号　印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員　　異議なし

佐藤委員長　　異議なしと認めます。
したがって、日程第11　議案第6号　印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第7号)

佐藤委員長　　日程第12　議案第7号　印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
生涯学習課長。

生涯学習課長　　議案第7号　印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。
印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。
平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。
それでは、審議資料により説明させていただきます。改正の主な点としましては、先ほどありました牧の原小学校の開校に伴い、公民館の対象区域にそのエリアを入れるとともに、それに合わせまして規則中の職員の職務の中を現行に合わせるといふものであります。それから、13条中につきましては、公民館の事業計画及び実施状況を、教育委員会と公民館の運営審議会に4月と10月に報告するという内容になっておりますが、これを年2回という形で改正したいという内容でございます。
新旧対照表をご覧ください。
1つ目につきましては、まず職員の処遇について副主幹という職を加えまして、主任司書と司書を削除するという内容でございます。こちらにつきましては、以前、図書館も同様に法律はなりませんでしたけれども、今現在ございませんので、司書を除くという形でございます。
それから、13条のところにつきましては、教育委員会には4月、10月に報告させていただけるんですが、審議会につきましては今現在、最終の委員選出が現状で5月になっております。そうすると、会議開催がど

うしても6月という形になってしまいますので、どうしても4月にできない状況が発生しているということで、開催時期を削除しまして、回数の指定で年2回という形に改正させていただきたいというものでございます。

それと、もう一点につきましては、印西市立そうふけ公民館の対象区域に、牧の原小学校区を加えるというところでございます。

この規則につきましては、平成27年4月1日から施行するというようにしております。よろしくお願いたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第7号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第12 議案第7号 印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第8号)

佐藤委員長

日程第13 議案第8号 印西市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教育総務課長

議案第8号 印西市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の制定について。

印西市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令を次のように制定する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、審議資料をご覧いただきたいと思います。

議案第8号についてご説明いたします。

平成27年度から、電子決裁を導入する予定でございます。この電子決裁に対応した文書の取り扱いに関しまして、必要な事項の規定並びに字句等の整備を行うため、市長部局におきましては現行の文書管理規程を全部改正することになっております。これに合わせまして、教育委員会の文書管理規程も全部改正するものでございます。

これまでの決裁につきましては、いわゆる紙による起案文書、供覧文書などの行政文書を決裁権限者が押印するという形で決裁をしておりましたが、今後は原則といたしまして、電子的な方法により行政文書を決裁並びに供覧をしていくということになるものでございます。

全部改正の内容でございますけれども、審議資料に示してございます。改正につきましてはこの電子決裁の導入に伴い関連するところを改正するものでございます。文書管理の基本的な部分につきましては変更はございません。

施行期日につきましては、平成27年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

この電子決裁について、もう少しわかりやすく説明してください。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

お答え申し上げます。

電子決裁につきましては、この議案の3枚目、用語の定義をしております。この中で(13)、電子決裁というものがございます。定義といたしましては、「電子的な方式により、行政文書を回議し、及び決裁を得、又は行政文書を供覧することをいう。」ということになっております。

我々はパソコン上で処理いたします。その中で例えば起案文書を起こします。それが決裁権限者に通知されるという形になります。それをパソコン上の中で決裁をして、次に回付するというところで、紙によるものではなくて、電子的な方法によって決裁を順次済ませていくという内容でございます。

佐藤委員長

教育部長。

教育部長

私どもも、実際まだ処理をしておりませんので、画像の中で今、決裁処理をしている紙ベースの画像が出てきて、それが必要決裁権限者に順次回っていくというところまでしか、頭の中でイメージしている状態でございますので、現在申し上げられないというのが現状です。

範囲につきましては、全てのものがということではありませんが、当面は伝票のようなものとか、それから文書回数が一番多い、それぞれの所管課長決裁、専決決裁できる区分処理をしていく範囲の中で進めていってみようということで始めるというふうに伺っています。

以上でございます。

佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

これで質疑を終わります。

議案第8号 印西市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の

制定についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第8号 印西市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
佐 藤 委 員 長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第13 議案第8号 印西市教育委員会文書管理規程の全部を改正する訓令の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第9号)

佐 藤 委 員 長

日程第14 議案第9号 平成27年度印西市の教育施策についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教 育 部 長

議案第9号 平成27年度印西市の教育施策について。

平成27年度印西市の教育施策を別紙のとおり定める。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、説明させていただきます。

平成27年度の印西市の教育施策につきましては、あらかじめ素案を配付させていただいております。しかしながら、改めて議案として皆様にご審議いただくものでございますので、よろしくお願いたします。

なお、昨年度の施策から、表現あるいは内容の変更があったもの、または新しい項目を追加した箇所につきましては、赤字で表記してございます。

それでは、お手元の「平成27年度印西市の教育施策」の4ページをお開きください。

教育施策の体系につきましては、平成24年度から平成32年度を計画期間として策定されております印西市総合計画に基づき作成しております。引き続き、健やかな心と体を育む教育を教育施策の基調とし、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む、生涯を通して学びスポーツに親しめる環境づくりを推進する、心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る、この3つの施策を柱に今年度同様、各施策を展開していくものでございます。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思っております。

27年度からは小・中学校のエアコン設置工事に入っております。その表記を新たに加えてございます。

また、小・中学校適正規模・適正配置に関しましても、今後具体的に議論を進めていくこととなりますことから、新たに加えております。

その他、昨年度と表記の違いは幾つかございますが、教育委員会が行う事業には大きな変更点はございません。

平成27年度の印西市の教育がより充実するよう、各種計画を踏まえ、あわせて25年度事業の点検・評価結果の課題を踏まえながら、健やかな心と体を育む教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

昨年度の末に行われました点検・評価と対比しながら、素案を拝見しましたけれども、ほとんどの事業につきまして、平成26年度点検・評価を踏まえて、その課題解決のための事業内容がきちっと整理されていたり、またそれを広げられたりしているということは、第1次基本計画の今年度は最終年度ということで、平成27年度教育施策の推進に大きな期待が持てる場所だと思っております。よろしくお願ひします。

議案第9号 平成27年度印西市の教育施策についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号 平成27年度印西市の教育施策について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第14 議案第9号 平成27年度印西市の教育施策については、原案のとおり可決されました。

(議案第10号)

佐藤委員長

日程第15 議案第10号 印西市における小・中学校適正規模の考え方についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

議案第10号 印西市における小・中学校適正規模の考え方について。

印西市における小・中学校適正規模の考え方を別紙のとおり定める。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

本議案につきましては、第3回目の審議となりますが、先月2月の定例会で皆様からご意見をいただきました。それをもとに若干の変更を加えさせていただきます。

一番大きな変更点は、表題を「基本方針」から「考え方」としたものでございます。これは基本方針という文言が、小・中学校の適正配置が適正規模の基準に基づき、機械的に行われるのではないかという誤解を与えないようにするためでございます。

また、この変更に伴い、構成の変更あるいは追記等を行っております。変更箇所につきましては、赤字で表記したものでございます。な

お、基本的な大きな考え方の変更はございませんので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

この考え方については、適正規模の対象として検討していく学校というのは大体絞られているものだというように思うのですが、その辺についてはこれからここが対象になるんだなということはわかりましたけれども、どういうふうにするかという適正規模について検討、また、今後どういうふうに進めていくのかというスケジュールですとか、その検討の進め方等については、一切ここには載っていないんですよね。そのことについてはどんなふうにするか、今後関係する保護者の皆さんとか地域の方々等に、スケジュール等を提示していくのか、その辺がちょっと見えないので伺いたいと思います。

佐藤委員長

学務課長。

学務課長

今の青山委員からご指摘の部分につきましては、学校の適正配置という部分から進めてまいりたいと考えております。適正配置につきましては、この適正規模をこの考え方の一番のベースにして、市全体の適正配置というものを考えていきますが、来年度、審議会を設置いたしまして、審議会の中で市全体の適正配置について審議をしていくというところでございます。

また、スケジュールにつきましては今後詰めていく必要がありますが、今の段階では、来年度1年間をかけて市全体を適正配置の計画等についてまとめていくことができると考えております。当然、その中で市民の皆さんの意見を聞いたりすることも出てくるかなと思っております。その計画が定まった上で、個々の学校のその地域に説明に行ってご理解をいただいて進めていくというような流れになるかなと考えております。

その具体的なスケジュールを具体的に今示すことができないというような状況でありますので、また、決まり次第、ご説明したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

なぜこういうことを質問しているかと申しますと、一つは、やはりいろいろ財政の問題もあると思ひまして。ただ意見を聴取するだけでは済まないところがいっぱい出てくるはずなんですよね。ですから、やはり基本的に考え方として、例えばいろいろな選択肢を提示するというのも、当然考えられていると思うんですね。ですから、そういう選択肢を考える上でも、どこでそういう選択肢を考えるのか、地域の実態によっても違うと思ひますので、その辺はかなりの準備が必要だろうと思ひん

ですよ。

恐らくそういうふうな検討をされるんだと思うんですけども、その後の検討の過程でどういう検討を進めるかということは、やはり印西市全体にもかかわる大事な部分だと思うんですよ。地域を愛する市民の方の意識を育てられるかどうかということもあわせて、やはり子どもたちを育てているのは地域ですよ。地域が育てているわけですから、子どもたちを今までずっと見守ってきたという、そういう非常にいい意味での子どもたちを取り巻く環境というのものもあるわけなので、本当に総合的にそういうことを今の段階から検討を深めていただかないと、恐らくそれを提示された保護者の方とかは、かなり唐突な感じを受けると思うんですね。

提示のされ方によっては、例えば文科省から出されているこういう数値を出される場合には、受けとめ方、その人の性格とかそういうのもあると思うんですけども、例えば6学級以下は適正化の対象になるんだということは、受けとめる側は、ああ、6学級だから、うちの地区の学校はもうだめなんだと、そういうふうにとめる方もいらっしゃると思うんです。そういう方は結局、ではどっちに選択しますかと問われたときに、やはり熟慮できないままに、ああ、仕方ないなど。数値的にもどんどん減っていると。1学級になってしまうとかね。

そういうふうになったときに、やはり自分の子どものことだけしか考えられない。やはり今、世の中そのものが非常に意識が拡散してしまっていて、ばらばらになりつつある。非常に教育上は危機的な環境にあると私は思うんです。

ですから、そういう中でやはりお互いが、余計なことかもしれないけれども、いろいろな面倒なことかもしれないけれども、そういうことを考えていく、またはかかわり合っていくと、そういうことの中で本当に子どもたちを見守る環境というのはできてくるわけなので、提示をする段階ではやはり丁寧な提示の仕方をしていただきたい。いろいろな選択肢は、当然AとBの選択肢を出した場合には、Aという選択肢にはこういうメリットがあるけれども、こういうマイナス面もありますよと。市当局としてはどの程度まで可能なかというふうな話も、当然腹の内であればできないことですよ。

私はこれをまずくぶつけられたら、恐らく親御さんまたはその一部の個人的な考えで判断してしまう。だったらもっと大きいほうに行ってしまうといいや、というふうになってしまわないだろうかというように思います。それは、今まで子どもたち、少人数であっても大事に育ててきた地域のそういうふうな環境も、そこでもう終わりにしてしまうというふうになりかねない部分がありますので、ぜひ丁寧な検討を進めて、保護者の皆さんとか、またはその地域の皆さんに提示をする時点においては、その提示された時点で関係者の皆さん、十分熟慮できるような材

料を提示していただけたら、大変ありがたいということでお話をさせていただいているわけですね。よろしく申し上げます。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

なし

これで質疑を終わります。

議案第10号 印西市における小・中学校適正規模の考え方についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号 印西市における小・中学校適正規模の考え方については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第15 議案第10号 印西市における小・中学校適正規模の考え方については、原案のとおり可決されました。

(議案第11号)
佐藤委員長

日程第16 議案第11号 印西市いじめ防止基本方針の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第11号 印西市いじめ防止基本方針の制定について。

いじめ防止対策推進法第12条により、印西市いじめ防止基本方針を別紙のとおり定める。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、別紙をご覧ください。ご説明申し上げます。

平成25年9月に公布されたいじめ防止対策推進法を受け、26年3月に市内の各小・中学校では、いじめ防止基本方針を策定いたしました。また、千葉県いじめ防止対策推進条例、同じく千葉県いじめ防止基本方針の策定に伴いまして、印西市におきましても、全ての児童・生徒がいじめをしない、許さないということにより、安心して生活できる環境をつくるために、このたび新たに印西市いじめ防止基本方針を策定するものといたしました。

基本方針に沿ってご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。第1章は、いじめ防止のための基本的な考え方を述べております。いじめの定義及び基本理念は、推進法に定義されているものと思っています。また、いじめ防止のための基本的な方策につきましても、推進法に基づきまして、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめが確認された場合の対応の仕方、家庭や地域、関係機関との連携の概略を示しております。

4ページをご覧ください。第2章は、いじめ防止等のための対策の内容に関する事項についてでございます。1として、市及び教育委員会が実

施する取組として、基本方針の策定を行います。組織としては、教育委員会の生徒指導・教育相談担当、学校問題指導員を中心として、いじめ問題対策防止委員会を設置し、定期的な会議を行います。重大な事案が発生した場合には、当該学校、教育委員会、必要と認められる関係機関によるいじめ防止対策拡大委員会を臨時会議として招集し、迅速な対応を図ります。

次に、教育委員会として行ういじめ防止、早期発見、対応、ネットいじめについて示しております。

5ページの2では、保護者としての役割、6ページの3では、市民、事業者の役割、同じく6ページの4では、学校が実施すべき取組について、示しております。学校では、各学校ごとに学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止対策委員会等の組織を設置しております。

8ページをご覧ください。第3章では、重大事態が発生した場合の対処として、1で重大事態の意味、報告、調査、対応について述べております。

9ページの2では、市長による再調査及び措置について述べております。これは、市の拡大委員会からの報告を受けた後、重大事態の対処について、市長が必要と認めた場合にのみ、再調査を行うものでございます。

概略のみとなりますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

これで結構かと思いますが、私、一つだけ。

いじめの一番のやはり温床になっている部分というのは、今の教育そのものに内在していることが多いところもあるように思うんですね。その一つというのは、例えば集団の動きを大事にするところが学校教育の場でありませぬ。団体行動とか集団的な行動というのを非常に大事にしています。合唱ですとか、そういうのを非常に重視していますよね。

そういう中で、やはりちょっと全体の動きについていけないとか、そういうふうなところで、とろいとか、またはあの子は変わっているとか、そういうふうになってしまう子がもう必ずいますよね。だから基本的には、私は、金子みすずさんの「みんなちがってみんないい」というあの詩が非常に大事だと思っているんですよ。ですから、10人いれば十人十色、それぞれのよさ、多様性というものも大事にする風土というのが学校教育の中で培われない限りは、いじめはなくなるんだろかなというふうに思っているんですよ。

ですから、先生方の意識、保護者の方の意識、一般の意識もそうです

けれども、学校の特に一斉授業をやった場合に、先生方はどうしても自分のペース、または集団のペースに合わない子というのは、余り好印象を持って接しないことが結構あるんですよね。ですから、やはりそういう中にも一人一人のそのペースとか、または持ち味とかというものを大事にする風土を培っていくことが一番大事ではないかなと思うんですよ。ですから、そういう多様性を重んじる風土が、集団で行動する中にも、そのペースに合わない、ペースの違う子もいるんだということをややはり温かい目で見守る、長い視点で見守るということを、ぜひ先生方にはしていただきたい。また、そういう風土をつくっていただきたい。

細かな対応の仕方、方針というもの、もちろんこういう時代ですから大事ですけども、一番の根本はそこにあるのではないかなと思いますので、ぜひその視点からもう一度立ち返って、いじめを絶対起こさないということで、一生懸命取り組んでいただいていますので、また頑張っていたらありがたいなと思っております。

ちょっと長くなりました。

佐藤委員長
青山委員
佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

ありがとうございます。ご意見ということで。

意見ということで、すみません。

ほかに質疑はありませんか。

なし

では、司会のほうから、申しわけございません。

印西市いじめ防止基本方針の策定、ありがとうございます。

先日、県のいじめ防止基本方針のリーフレットが配布されましたけれども、この後、学校からとか市からとかというような形で、保護者向け、家庭向けに、例えばリーフレットとかそういうものを配布されるご予定があるのかを教えてくださいませんか。

指導課長。

指導課長

この後、市の広報に、概略になりますけれども載せさせていただいて、全文につきましてはホームページに掲載ということになるかと思えます。もちろん学校には配布をさせていただきます。

佐藤委員長

ありがとうございます。

それでは、これで質疑を終わらせていただきます。

議案第11号 印西市いじめ防止基本方針の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号 印西市いじめ防止基本方針の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第16 議案第11号 印西市いじめ防止基本方針の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩をとりたいと思います。3時20分まで休憩いたします。

休憩（15時10分）

再開（15時20分）

佐藤委員長
(議案第12号)

それでは、再開いたします。

佐藤委員長

日程第17 議案第12号 印西市立小学校の学校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第12号 印西市立小学校の学校医の委嘱について。

印西市立小学校の学校医を印西市立小学校及び中学校管理規則第5条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明申し上げます。

これは平成27年4月、印西市立牧の原小学校の開校に伴いまして、学校医として岡庭信一先生を、眼科医として田那村聡先生を、耳鼻咽喉科として土屋英明先生をそれぞれ委嘱するものでございます。任期につきましては、3名とも平成27年4月1日から28年3月31日まででございます。田那村先生につきましては、新規でお願いしている先生でございます。

以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第12号 印西市立小学校の学校医の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第12号 印西市立小学校の学校医の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第17 議案第12号 印西市立小学校の学校医の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第13号)

佐藤委員長

日程第18 議案第13号 印西市立小学校の管理校医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第13号 印西市立小学校の管理校医の委嘱について。

印西市立小学校の管理校医を印西市立学校学校職員安全衛生管理規程

第7条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

これは同じく、印西市立牧の原小学の開校に伴いまして、印西市管理校医として委嘱するものでございます。委嘱する先生は、岡庭信一先生でございます。任期は27年4月1日から同じく平成28年3月31日まででございます。

以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第13号 印西市立小学校の管理校医の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第13号 印西市立小学校の管理校医の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第18 議案第13号 印西市立小学校の管理校医の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第14号)

佐藤委員長

日程第19 議案第14号 印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第14号 印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱について。

印西市立小学校及び中学校の学校歯科医を印西市立小学校及び中学校管理規則第5条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

これは同じく、印西市立牧の原小学の開校に伴いまして、印西市学校歯科医として委嘱するもの、及び26年度末をもって2校の小・中学校の学校歯科医の須加先生がおやめになることに伴いまして委嘱するものでございます。委嘱する先生は、平賀小学校、明石豪先生、牧の原小学校、鳩貝博先生、本埜中学校、大沢良之先生でございます。任期は平成27年4月1日から平成28年3月31日まででございます。なお、明石先生は新規の先生でお願いしているものでございます。

以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各 委 員 佐藤委員長	なし 質疑なしと認めます。 議案第14号 印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱についてを採決いたします。 お諮りいたします。 議案第14号 印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員 佐藤委員長	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、日程第19 議案第14号 印西市立小学校及び中学校の学校歯科医の委嘱については、原案のとおり可決されました。
(議案第15号) 佐藤委員長	日程第20 議案第15号 印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 指導課長。
指 導 課 長	議案第15号 印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱について。 印西市立小学校の学校薬剤師を印西市立小学校及び中学校管理規則第5条の規定により、次のとおり委嘱する。 平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。 これは同じく、平成27年4月印西市立牧の原小学の開校に伴いまして、印西市学校薬剤師として委嘱するものでございます。委嘱する薬剤師の先生は、石丸佑香里先生でございます。新規の先生でございます。任期は平成27年4月1日から平成28年3月31日まででございます。 以上でございます。
佐藤委員長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
各 委 員 佐藤委員長	なし 質疑なしと認めます。 議案第15号 印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱についてを採決いたします。 お諮りいたします。 議案第15号 印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員 佐藤委員長	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、日程第20 議案第15号 印西市立小学校の学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり可決されました。
(議案第16号) 佐藤委員長	日程第21 議案第16号 印西市学校問題対策指導員の委嘱についてを

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第16号 印西市学校問題対策指導員の委嘱について。

印西市学校問題対策指導員を印西市学校問題対策指導員の設置等に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それではご説明いたします。

平成27年4月1日から施行される印西市学校問題対策指導員の設置に伴いまして、新たに印西市学校問題指導員として委嘱するものでございます。委嘱する方は、川嶋知道前小学校長、小島喜美代小学校長の2名でございます。任期は平成27年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第16号 印西市学校問題対策指導員の委嘱についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号 印西市学校問題対策指導員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第21 議案第16号 印西市学校問題対策指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第17号)

佐藤委員長

日程第22 議案第17号 印西市社会教育指導員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第17号 印西市社会教育指導員の委嘱について。

印西市社会教育指導員を印西市社会教育指導員の設置等に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

では、ご説明申し上げます。

任期としましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとっております。

1番、板倉脩さん、元小学校長です。現在、3月31日までの任期で市の

	家庭教育指導員をお願いしている方でございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
佐藤委員長	
各委員	なし
佐藤委員長	質疑なしと認めます。 議案第17号 印西市社会教育指導員の委嘱についてを採決します。 お諮りいたします。 議案第17号 印西市社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
佐藤委員長	異議なしと認めます。 したがって、日程第22 議案第17号 印西市社会教育指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。
(議案第18号)	
佐藤委員長	日程第23 議案第18号 印西市家庭教育指導員の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 生涯学習課長。
生涯学習課長	議案第18号 印西市家庭教育指導員の委嘱について。 印西市家庭教育指導員を印西市家庭教育指導員の設置等に関する規程第3条第1項の規定により、次のとおり委嘱する。 平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。 それではご説明申し上げます。 任期は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとしております。 1番、小島洋子さん、小学校長です。現在、印西市立西の原小学校に勤務しております。 以上です。よろしくご審議のほど、お願いします。
佐藤委員長	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
各委員	なし
佐藤委員長	質疑なしと認めます。 議案第18号 印西市家庭教育指導員の委嘱についてを採決します。 お諮りいたします。 議案第18号 印西市家庭教育指導員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
佐藤委員長	異議なしと認めます。 したがって、日程第23 議案第18号 印西市家庭教育指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第19号)

佐藤委員長

日程第24 議案第19号 印西市社会教育委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第19号 印西市社会教育委員の委嘱について。

印西市社会教育委員を社会教育法第15条第2項並びに印西市社会教育委員条例第3条及び第4条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それではご説明いたします。

こちらの委員につきましては、平成27年3月31日をもって任期が満了となります。そのため、新たに任期を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間で委嘱するものでございます。

今回は1番、小川君子さんから、11番、次のページでございます、佐々木護さんまで、11名の委嘱をお願いするものでございます。

この後、学校長代表など残りの委員につきましては、次回以降の定例会に議案として出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、新規に委嘱となる方を紹介させていただきたいと思ひます。

2番、菊地愛子さん。明るい選挙推進協議会の副会長で、民生委員や女性の会などで活躍されている方で、エリアとしては、本埜中学校区を担当していただくということで考えております。

7番、小林靖典さん。テニス指導者で、小林公民館においてサークル活動をされている方でございます。小林中学校区を担当していただくことを考えています。

9番、小岩幸子さん。更生保護女性会や印旛公民館においてサークル活動をされている方です。印旛中学校区を担当していただくことを考えております。

次のページ、10番、河村剛光さん。順天堂大学スポーツ健康科学部助教でございます。

11番、佐々木護さん。この方は公募委員でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第19号 印西市社会教育委員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第19号 印西市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり決

各 委 員
佐 藤 委 員 長

定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第24 議案第19号 印西市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第20号)

佐 藤 委 員 長

日程第25 議案第20号 印西市青少年問題協議会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第20号 印西市青少年問題協議会委員の任命について。

印西市青少年問題協議会委員を地方青少年問題協議会法第3条及び印西市青少年問題協議会条例第3条の規定により、次のとおり任命するよう市長に申し入れる。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それではご説明いたします。

こちらの任命につきましても、平成27年3月31日をもって任期満了となるものでございます。したがって、新たに任期を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2カ年で任命をお願いするものでございます。

今回につきましては、1番、大木弘さんから、5番、川村英雄さんまで5名の任命をお願いするものでございます。この後、PTA、子ども会等の代表の方につきましては、次回以降の定例会に議案として提出させていただこうと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回、5名の中で1名新規の方がいらっしゃいますので、紹介をさせていただきます。

4番、飯高アヤ子さん。印西市女性の会の代表者でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

佐 藤 委 員 長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各 委 員

なし

佐 藤 委 員 長

質疑なしと認めます。

議案第20号 印西市青少年問題協議会委員の任命についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第20号 印西市青少年問題協議会委員の任命については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし

佐 藤 委 員 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第25 議案第20号 印西市青少年問題協議会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

(議案第21号)

佐藤委員長

日程第26 議案第21号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第21号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱について。

印西市公民館運営審議会委員を社会教育法第30条並びに印西市立公民館の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり委嘱する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それではご説明いたします。

こちらの委嘱につきましても、平成27年3月31日をもって任期満了となるものでございます。したがって、新たに平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間で委嘱するものでございます。

今回は、1番、佐藤和義さんから、6番、中村夏枝さんまで、6名を委嘱するものでございます。この後、学校長代表などの委員につきましても、次回以降の定例会に議案として提出させていただくことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今回、6名中4名の方が新たに委嘱となりますので、紹介させていただきます。

3番、篠原年枝さん。中央公民館サークル、ささのは会の代表をしておられます。

4番、高城國司さん。元社会教育委員会の議長をされた方でございます。

5番、加藤秀雄さん。中央公民館サークル、ふるさと案内人協会の代表者でございます。

6番、中村夏枝さん。中央公民館サークル、フラダンスの会の代表者でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各委員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第21号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第21号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第26 議案第21号 印西市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第22号)

佐藤委員長

日程第27 議案第22号 印西市文化財審議会委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長

議案第22号 印西市文化財審議会委員の委嘱について。

印西市文化財審議会委員を印西市文化財保護条例第24条及び第25条の規定により、次のとおり委嘱する。

平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それではご説明いたします。

こちらの委嘱につきましても、平成27年3月31日をもって任期満了となるものでございます。したがって、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間で委嘱をお願いするものでございます。

今回、1番、武藤正凱さんから、9番、富田瑞樹さんまで、9名の委嘱をお願いするものでございます。

それでは、新規の委員さんを紹介させていただきます。

7番、高橋克さん。江戸川大学教授で専門は民俗でございます。

8番、西山純子さん。千葉市美術館の学芸員で専門は美術史でございます。

9番、富田瑞樹さん。東京情報大学准教授で専門は樹木・天然記念物でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

各 委 員

なし

佐藤委員長

質疑なしと認めます。

議案第22号 印西市文化財審議会委員の委嘱についてを採決します。

お諮りいたします。

議案第22号 印西市文化財審議会委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし

佐藤委員長

異議なしと認めます。

したがって、日程第27 議案第22号 印西市文化財審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(議案第23号)

佐藤委員長

日程第28 議案第23号 印西市史編さん専門委員の委嘱についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。生涯学習課長。

生涯学習課長 議案第23号 印西市史編さん専門委員の委嘱について。
 印西市史編さん専門委員を印西市史編さん専門委員設置要綱第2条第1項及び第2項の規定により、次のとおり委嘱する。
 平成27年3月20日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。
 それではご説明いたします。
 各市史編さんにつきましては、専門委員会を設置して調査研究に努めていただいているところでございます。その中で今回は、近世部会について、現在3名の委員で調査を進めていただいているんですが、27年度から具体的な調査に入ることとなったため、円滑に推進していくということで、専門委員の1名増員をお願いするものでございます。
 1番、佐々木克哉さん。株式会社大地を守る会にお勤めで、平成23年度では「印西歴史読本」、平成24年度では「印西の歴史」第6号に執筆等いただいております、当市の状況に明るい方でございます。
 以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

佐藤委員長 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。

寺田委員 寺田委員。
 すみません、佐々木さんの任期というのが入っていませんけれども、これはどうして。

佐藤委員長 生涯学習課長。
 生涯学習課長 スタートは入っても任期は入らないということなんですが、実際は調査研究がまとまるのに、やっぱり10年というようなスパンがかかってきますので、その調査が終了するまでということで、該当任期を入れていないということでご了解いただければと思っております。

寺田委員 わかりました。
 佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。
 各委員 なし
 佐藤委員長 これで質疑を終わります。
 議案第23号 印西市史編さん専門委員の委嘱についてを採決します。
 お諮りいたします。
 議案第23号 印西市史編さん専門委員の委嘱については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし
 佐藤委員長 異議なしと認めます。
 したがって、日程第28 議案第23号 印西市史編さん専門委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(会議の非公開)
 佐藤委員長 日程第29 議案第24号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項、及び印西市教育委員会会議規則第12条

第1項の規定により、会議を非公開といたしますが、ご異議ございませんか。

各 委 員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

それでは、これより会議を非公開といたします。

〔非公開により省略〕

佐藤委員長
(その他)
佐藤委員長

以上で会議の非公開を終了いたします。

日程第30 その他について何かございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、教育総務課からは、議会の一般質問についてのご報告でございます。お配りいたしましたこちらに取りまとめてございます。

平成27年第1回の印西市議会につきましては、平成27年2月12日から3月12日の間行ったところでございますが、一般質問につきましては、お示ししましたとおり質問がございました。答弁要旨をまとめてございますので、ご認識をいただきたいと思っております。何かご質問等ございましたら、後日で結構でございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

佐藤委員長

ただいまの点につきまして、質疑はありませんか。

大野委員。

大野委員

5ページですね。浅沼美弥子議員からで、関係機関と連携し、子どもたちへの本格的ながん教育を推進する考えはないのか伺いたいというようなことで、中学生にこういうがん教育のことについては指導しているのかという点と、このがん研究振興財団からのそういうパンフレットみたいなものが配布されているということで、ちょっと現状を今お聞かせいただければと思っております。

佐藤委員長
指導課長

指導課長。

それではお答えいたします。

がん教育につきましては、ここにもありますように、中学校の保健体育科の授業の中で取り扱って、生活習慣との関連の中で行いますけれども、授業の中で取り扱うというふうなことでございます。それから、パンフレットが配布されておりますが、そのパンフレットを資料として読みながらやっていくということでございます。

大野委員

わかりました。

もしよろしかったら、パンフレットを見せていただくことはできますか。

佐藤委員長
指導課長

指導課長。

後ほど。

大野委員
佐藤委員長

よろしく申し上げます。
ほかに質疑はありませんか。

青山委員

青山委員。

岩崎議員、それから小川議員のほうから、外国語の教育についてということで質問が出ていますけれども、やはり小学校での教科化というのが大きな課題にこれからなってくると思うんですけれども、恐らくこれからずっと、そういう話題が出てくるのではないかなと思うんです。

私も英語を担当してまして、井上課長、それから委員長も英語ですけれども、やはり小学校英語と中学校英語というのは、非常にギャップが大きいんですね。やはり小学校のほうはコミュニケーションというか、それをすごく大事にした活動をしてまして、本来的には小学校の活動のほうで、非常に子どもたちになじんで、しかも自然に英語をコミュニケーションの手段として使うような学習を心がけてやっているのではないかなという気がするんですね。ただ、どうしても中学校になると、ある程度高校入試等もありますので、ターゲットセンテンスを設定して、知識といいますか、理解といいますか、そういうのを重視するような面が強いですね。ですから、子どもたちの立場で考えると、小学校から中学校に行ったときに、教科の学習上のギャップというのが恐らく大きいだろうなというように思います。

今まで小学校で取り上げていなかったときも、中学校1年生から2年生に上がっていく形で、かなりギャップが起きてきて、子どもたちがそこでつまづくことが多いんですよ。恐らくこの課題はずっと解決できないまま、ずっと課題で残っていると思うんですよね。

やはり一つは、小学校で指導されている先生方の意識と、それから中学校で指導する先生方の意識のずれ、教育観の違いというのを、やはり早い段階から埋めていかないと、一番苦労するのは子どもたちではないかなというように思うんですね。ですから、非常に印西市も教育センターとか、先進的な取り組みをしておりますので、いろいろな教育課程等の調査研究等を積み重ねていて、他の市町の教育委員会からも関心を持たれて、非常にいい取り組みをしていますので、ぜひ新しい教育課程に移る前の段階で、やはりそういう調査研究を進めていただくとありがたいなというふうに思うんです。

どうしても中学校のほうの事情でいきますと、同じ学校でありながら、先生によって全然教え方が違ってしまうと。ですから、1年生のときに教えた先生と、2年生のとき教えた先生、教え方が違う。考え方も違うというようなことが、残念ながらあるんですよ。ですから、体系立って、まずは小学校から中学校へ移行していったときに、やはり指導を子どもたちの視点に立って、やはり指導の仕方、またはどういうふうに移行していくかと。特に能力的には話すこととか書くところが、やっぱりこの間の何か新聞発表等でも、中学校のことまた、どうもできていな

いというようなことを言われていますけれども、やはりそのつながりをしっかりつくってあげたいなど。その上では、ぜひセンターの中に、そういった学校の指導のあり方について、そういう部会をつくっていただけるといいのではないかなというように、私、個人的には思っているんです。

大変、自分としても余りできなかつたことで、こんなことをお願いして恐縮なんですけれども、非常にそのセンターの取り組みがすばらしい取り組みをしてくださっていますので、そういったところで課題に上げていただけると、こういった議員さんの質問にもいい形で答えていけるのではないかなと。そういう関心はみんな同じように持っていると思いますので、ぜひご検討いただけるとありがたいと思います。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

ほかにご質問ございませんでしょうか。

なし

それでは、その他、ほかに何かございますでしょうか。

学務課長。

学務課長

それでは、学務課から2点お願いをいたします。

1点目は、入学式の日程ということで、別紙で一覧の表が載っておりますので、ご覧ください。4月の7、8、9と入学式が行われます。出席者の欄にお名前の書いてある学校で告辞を読み上げていただくこととなりますので、お願いをしたいと思います。告辞文につきましては、また後日お届けをさせていただきます。

なお、人事異動等により出席者の変更があると思いますので、ご承知おきいただければと思っております。

それから次に、牧の原小学校の開校式についてということで、こちら資料のほうが行っておりますのでご覧ください。4月6日月曜日、10時半から牧の原小学校の体育館で開校式を行います。ご出席をお願いいたします。

それから、4番の式次第というところで、役割分担も兼ねて書かせていただいておりますけれども、佐藤委員長には開校宣言、それから大野委員長職務代理者には開式の言葉、それから青山委員には閉式の言葉を述べていただく予定でありますので、ご協力をお願いしたいと思います。

なお、この開校式なんですけれども、先ほど教育長からもありましたように、地域交流センターと学童クラブの開所式も兼ねて行いますので、ご承知おきいただければと思っております。

以上です。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

ただいまの点につきまして質疑はございませんか。

なし

それでは、その他、何かございますでしょうか。

指導課長。

指 導 課 長

指導課より、本日つけ加えてさらにもう一点よろしくお願いたします。

それでは、第1点目ですが、印西市中学校国際交流事業の補助金交付要綱の一部改正について、改正の要旨と理由について資料をもとにご説明させていただきたいと思えます。

改正の要旨でございますが、附則第4項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、失効規定の変更を行うものでございます。

改正の理由につきましては、27年度末で要綱の失効期限となるため、延長の改正を行うものでございます。

続けてまいります。

印西市中学校部活動補助金交付要綱の一部改正についてでございます。その次の資料の中に要綱がございます。改正の要旨と理由について説明させていただきます。

まず要旨でございますが、新旧対照表の別表、対象経費のほう、補助金の額として、1団体当たり「4万円」とございますところを、今回「5万円」に改めるものでございます。

改正の理由につきましては、バス代等、交通費の値上がりに伴いますこと等によりまして、部活動の円滑な運営を支援するために、限度額の改正をこのたび行うものでございます。

よろしくお願いたします。

佐 藤 委 員 長

ただいまの点につきまして質疑はございませんか。

各 委 員

なし

佐 藤 委 員 長

指導課長。

指 導 課 長

申しわけございません、続けて調査書の記載について説明させていただきます。このたび、新聞等でも報道されている調査書の記入漏れと誤記載がございました件について、報告申し上げます。

新聞の記載にありましたように、市内の中学校2校で特記事項の記載漏れが1件、特記事項の誤記載1件、出欠の欄の誤記載が1件ございました。3件とも合格・不合格の判定には特に影響はございませんでした。

受験生の進路にかかわる重大な問題と、今回の件は受けとめております。指導課といたしましては、調査書の作成委員会でのマニュアルの確認等を行い、再発防止に向けて記載事項の点検や確認の仕方について、県の防止策を受けながら、今後丁寧に指導してまいりたいと思えます。

ご心配おかけいたしました、よろしくお願いたします。

以上でございます。

佐 藤 委 員 長

ほかにその他、何かございますでしょうか。

生涯学習課長

生涯学習課長。

生涯学習課からは、3点お願いしたいと思えます。

まず1点は、お手元のほうに、印西市指定文化財管理等経費補助金交付要綱の一部改正の告示の制定についてが行っていると思えます。こち

らにつきましては、天然記念物と国の登録文化財の部分を明確にし、補助対象経費の見直し、それと先ほどもありましたけれども、失効期限の設定を今までしていなかったもので、設定をするというところでございます。

4の新旧対照表をご覧いただければと思います。まず、3条につきまして、下の別表のほうで、旧の場合は補助対象経費とも別表に含まれておりましたけれども、第3条の条文のほうに、対象者明記しまして、別表のほうではまず1つとしまして、これまで対象の中に「天然記念物」という部分を、「史跡等」ということで扱っておったんですが、きちんと明記したほうがいいたろうということで、こちらを明記させていただいたと。

2枚目のところで、補助対象経費の中で、無形民俗文化財の下に「小冊子作成及び周知看板作成に要する経費」というのがあったんですが、これは文言を整理した中で、こちらについては無形民俗文化財だけではなくて、先ほどの建造物、史跡、天然記念物という上の表の中でも対象としたいということで、対象というものの見直しを行っております。

それから、1枚目に戻っていただいて、こちらの施行期日のところからも失効の部分につきまして、3年間ということで、平成30年3月31日と明記させていただいたというものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

皆様のご了解いただければ、施行期日につきましては、公示の日からとなりますので、本日付をもってさせていただければというふうに思っております。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

何かご質問はございますでしょうか。

なし

すみません、司会のほうから1点。

とても細かいことで恐縮なんですけど、新旧対照表の2枚目の一番上にあります「監理」に漢字が変わった中に、ニュアンスがあると思うんです。そのニュアンスをご説明をいただいてもよろしいですか。

新旧対照表の2枚目の一番上にあります「監理」という、多分漢字を変えていただいたことに深い意味があると思うんですが、その意味をご説明いただいてもよろしいでしょうか。細かいですが。

生涯学習課長。

生涯学習課長

こちらにつきましては、一般的な管理を言っているわけではなくて、工事または修繕等をした場合に、設計等その工事を監理する方、一般の人ではなくて、工事を監督するところの監理という意味での捉え方にさせていただいているというところだと思います。

佐藤委員長

わかりました。ありがとうございます。

それでは、ほかにその他ございますでしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、2点目ですが、4月からまた文化財の公開事業がスタートすることになっております。26年度、委員の皆様には大変お世話になっております。早目に日程調整をしていただきたいということで、平成27年度の公開予定を一覧で出させていただきます、こちらのほうで今年度の状況を見させていただきながら、出席の案も入れさせていただきます。

4月19日から八幡神社の獅子舞始まりまして、10月18日の浦部の神楽までということで、委員長につきましては全てに出席という形をとらせていただいて、委員には2つの公開事業に参加していただくという形で案をつくらせていただいておりますので、皆様のご予定等、もしあれば、後ほど言うていただければまた調整させていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、お手元に「平成27年度における図書館休館日の変更の試行」という案文を入れさせていただきます。こちらにつきましては、図書館運営の中で、これまでも時間延長とか、いろいろ市民サービスにつながるものということで、やらせていただいております。図書館の職員の中で、1年間をかけて市民サービスの拡大をどうしたらいいかということを検討した結果、市民からの要望が強い祝日の開館というものをちょっと検討させていただいて、27年度において試行させていただければというふうな案をつくらせていただきました。

これにつきましては、以前と同様なんですが、大森図書館と小倉台図書館を除く部分として、どうしても複合館ということで問題があったりしまして、なかなか問題が解決しないということであり、今回の試行についても、大森図書館と小倉台図書館の2館において実施させていただきたいというふうに思っているところでございます。

内容としましては、今年度5月と9月に大型連休がやってまいります。裏面をちょっと見ていただきますと、5月2日から3日まで、9月につきましては19日から23日までという部分がございますので、この連休期間について、図書館をオープンさせて試行してみるという内容でございます。27年度の予算も余裕をもって、ある程度スタッフの確保もできたということでございますので、職員のほうからもしていきたいということです。

それと、もう一枚につきましては、近隣の市等の図書館の開館状況を添付させていただいております。今現在、祝日開館はしていないというところは省きまして、印西市と白井市と、残りはほぼ開館をしてきているという状況でございます。ただ、近隣がやっているからということではなくて、市民から要望がやはり年々ふえてきているというところから、職員のほうに対応したいということでございますので、ご理解いただければと思っています。

以上です。

佐藤委員長

ただいまの点につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

各 委 員
佐藤委員長

なし

質問ではなく、意見というか感想ですけれども。保護者の立場から、第2次……何次でしたっけ、読書計画も軌道に乗っており、子どもたちにも本当に読書の必要性・重要性を訴えている今、保護者の立場から非常にこの措置はありがたいと思います。

それから、今度の関連で、祝日にご勤務いただく職員の方々の負担も心配になるところですので、ぜひそこはご配慮をいただけたらと思います。

ありがとうございます。

それでは、ほかにその他ございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、次回の定例教育委員会のご案内でございます。

今回は、4月15日水曜日になります。時間は午後3時からを予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

佐藤委員長
(閉議の宣告)

これで日程第30 その他を終わります。

佐藤委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

(閉会の宣告)

佐藤委員長

これで平成27年第3回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(16時17分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年3月20日

委 員 長 佐 藤 め ぐ み

署 名 委 員 青 山 光 男